

■議案第60号 四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

【要旨】

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度は、様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、保険者に財政上余裕がある場合などに、自主的に条例等を制定して行うことができることとされています。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症対策については、国内で感染が続いており、更なる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む）に休みやすい環境を整備することが重要です。

そのため、厚生労働省保険局国民健康保険課・厚生労働省保険局高齢者医療課から発出された、「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について」（令和2年3月24日事務連絡）により、国内の感染拡大防止の観点から保険者に傷病手当金の支給を促すとともに、国が緊急的・特例的な措置として当該支給に要した費用について財政支援を行うこととされましたので、本町においても傷病手当金を支給するため、関係する規定を整備するものです。

【改正内容】

給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、療養のために労務に服することができないときは、令和2年1月1日から規則で定める日までの間、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する規定を追加します。

また、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整に関する規定を追加します。

※適用期間の終期について、国からの事務連絡では、原則として令和2年9月30日が想定されていますが、今後の状況次第で延長されることも考えられますので、「規則で定める日」としています。

【施行期日】

公布の日から施行し、改正後の四万十町国民健康保険条例附則第3条から第5条までの規定は、令和2年1月1日から適用する。

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）（抜粋）

第58条 市町村及び組合は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

2 市町村及び組合は、前項の保険給付のほか、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる。

3 市町村及び組合は、第 1 項の保険給付及び前項の傷病手当金の支払に関する事務を国民健康保険団体連合会又は支払基金に委託することができる。